

「兵庫県多可町タウンプロモーションプロジェクト」

企画運營業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

この実施要項は、「兵庫県多可町タウンプロモーションプロジェクト」実施にあたり、その企画運營業務（以下「業務」）を受注する業者を選定するために必要な事項を定めたものである。

2. 委託業務の内容

- (1) 業務の名称 「兵庫県多可町タウンプロモーションプロジェクト」企画運營業務
- (2) 業務の内容 別紙「仕様書」による。なお、必要と認める事項は企画提案書にて説明すること。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月10日（金）までとする。
- (4) 委託金額 一金 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。本事業に係る令和4年度歳入歳出予算が議決されなかった場合又は減額若しくは削減があった場合は、当該契約を延期又は中止することがある。
- (5) 提出場所 多可町 商工観光課

3. 委託業者選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式により選定する。

4. 参加資格要件

本業務のプロポーザルへの参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とし、町がその資格を認めた者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 本業務に類似する業務を営んでおり、兵庫県多可町を含む兵庫県内の自治体における業務実績があること。又は相応の実績があること。
- (3) 個人情報を取り扱う可能性があるため、プライバシーマークを取得済みの者であること。
- (4) コンソーシアム形式での応募は認めない。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225条）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (8) 公租公課を滞納していないこと。
- (9) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (10) 参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から受託候補者の決定日までの間に参加資格に関する用件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

5. 実施要項等の配布

(1) 配付期間

令和4年3月18日（金）～3月28日（月）午前9時～午後5時

（土日、祝日を除く）

(2) 配付方法

実施要項等は、担当窓口において配付する。また、多可町ホームページ

（<http://www.takacho.jp/>）からもダウンロードできる。

6. 参加希望書の提出

本事業に参加を希望する場合は、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加希望書【様式第1号】
- (2) 提出期限 令和4年3月28日（月）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参または郵送（簡易書留）
- (4) 提出先 〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地
多可町 商工観光課

7. 質問の受付及び回答

企画提案書等の作成に関し、質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 質問書【様式第2号】
- (2) 受付期限 令和4年3月25日（金）午後5時まで（必着）*着信を確認すること
- (3) 提出方法 電子メールのみ メール:shoko@town.taka.lg.jp
件名を「プロポーザルに係る質問」とし、送信後、担当窓口へ電話により送信したことを知らせること。電話による質問は受け付けない。

- (4) 回答方法 随時回答をおこなう。他の事業者に対しても、重複事項を整理し、質問及び回答を公開する。(質問者名は非公表)
- なお、質問は、企画提案書等の内容に関するものに限り受け付ける。
- (5) その他 受付期限後の質問は、いかなる理由があっても受け付けない。

8. 企画提案書等の提出

仕様書の内容を踏まえ以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙【様式第3号】1部
- イ 企画提案書(任意様式)10部
企画提案書は、下記の項目にそって、コンセプトや貴社のPRポイント等を明確にし、A4サイズ(A3は折り込むこと)で簡潔に、分かりやすくまとめること。
 - 業務実施方針(コンセプト) ○業務手法 ○業務フロー
 - その他(本業務に対する企画・アイデア・貴社PRポイント等)
 - 運営実施体制 ○業務計画(工程表等)
- ウ 会社概要書【様式第4号】1部
- エ 業務経歴書【様式第5号】1部
- オ 見積書(仕様書業務内容項目内訳書添付)1部
- カ 営業報告書
直前1年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)
- キ 定款の写し(最新のもの)
- ク 登記事項証明書の写し(受付日前3ヶ月以内に発行されたもの)
- ケ 納税証明書(受付日前3ヶ月以内に発行されたもので、申請時発行可能な直近の年度のもの)

- (2) 提出期限 令和4年4月5日(火)午後5時まで(必着)
- ※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

- (3) 提出方法 持込または郵送(簡易書留)

- (4) 提出先 〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町123
多可町 商工観光課

9. 審査方法及び受注候補者(最優秀提案者)の選定

選定委員会を設置し、プレゼンテーションにより、受注候補者(最優秀提案者)を選定する。新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、リモートで行うこともある。

- (1) 実施日 令和4年4月14日(木)多可町役場
- *詳細は別途通知する。

(2) 実施方法

- ① 1 事業者につき 30 分以内（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分以内）とする。
- ② 配置予定の担当者は必ずプレゼンテーション審査に出席すること。
- ③ 提出された資料をもとにプレゼンテーションを行い、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。
- ④ プロジェクター本体、スクリーン及び接続ケーブルは主催者が用意するが、パソコン、その他必要な機器は参加者が用意すること。
- ⑤ プレゼンテーションは非公開とする。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、リモートでプレゼンテーションを行うこともある。

(3) 選定方法

- ① 庁内に「兵庫県多可町タウンプロモーションプロジェクト支援業務委託業者選定委員会」を設置し、提出書類及びプレゼンテーションの内容を「審査項目（別紙）」に基づき、総合的に審査し、受託候補者（最優秀提案者）を選定する。
 - ② 参加事業者が 1 社のみの場合においても、提出書類及びプレゼンテーションによる審査のうえ、妥当であると判断された場合は受託候補者として決定する。
- (4) 通知方法 令和 4 年 4 月 18 日（月）までに選定結果を通知する。

10. 契約の締結

- (1) 前記 9（3）により本委託業務の受託候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなった場合又は多可町から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約交渉を行う。
- (2) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容は多可町との協議により決定する。
- (3) 多可町財務規則に定める随意契約の手続きにより委託契約を締結し、契約書を取り交わす。

11. その他

- (1) 本プロポーザルに要した費用は、それぞれの提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書や会社概要等、提出した書類に虚偽があった場合は失格とする。
- (3) 提出された提案書等は、差し替え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された書類は返却しない。
- (4) 審査経過は公開しない。また、審査結果に対しての異議申立は、受け付けない。

- (5) 本業務により得られた成果物に係る著作権、所有権その他の権利は多可町に帰属する。

12. 選定スケジュール

選定までのスケジュールは下記のとおりとする。

項 目	期 日	備 考
公募開始	令和4年3月18日(金)	
参加希望書提出期限	令和4年3月28日(月)	午後5時まで(必着)
質問書提出期限	平成4年3月25日(金)	午後5時まで(必着)
企画提案書提出期限	令和4年4月5日(火)	午後5時まで(必着)
選定委員会開催 (プレゼンテーション)	令和4年4月14日(木)	
選定結果通知	令和4年4月18日(月)	(予定)

13. 問い合わせ先

〒679-1192

兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

多可町 商工観光課

T E L : 0795-32-4779

F A X : 0795-32-3814

メール : shoko@town.taka.lg.jp